

国民の世論と運動で、「社会保障・税一体改革」をやめさせ、社会保障拡充への転換を！

ほっかいどうの社会保障

2020年4月6日 北海道社会保障推進協議会 Tel:011-758-2648 FAX:758-4666

北海道後期高齢者医療制度広域連合

感染症対策で 傷病手当金の支給へ！

厚生労働省は、都道府県後期高齢者医療広域連合に、国民健康保険と同様「新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金の支給について」の事務連絡を発信しました。



「4月中に専決処分で実施したい」

社保協の代表から、「後期高齢者医療の対象者は、75歳以上の方と65歳以上の74歳までの一定の障害を持つ方ですが、働いている人は少なくありません。病気で休むと収入が減り生活が大変になります。また、感染拡大防止からも是非実施してほしい」と申し入れました。

これに対して、広域連合の代表は、「傷病手当金が実現すると、国保も後期高齢も申請窓口が市町村になることから、市町村からも問い合わせが来ています。議会は秋を予定しているので、4月中に専決処分を行い、傷病手当金を支給できるように検討しています」と回答しました。

被用者だけでなく、雇用主も対象に 国にも要望を

北商連の井上事務局長からは、「後期高齢者医療の被保険者の中には、自営業者が多いので、傷病手当金の対象を、被用者だけでなく、フリーランスも含めて対象を広げてほしい」と要望（写真）。広域連合は、「趣旨は理解できるが、難しい」と回答、広域連合に対して、国に対して財政支援の対象を拡大するように働きかけることを求めました。



【要望項目】

- (1) 新型コロナウイルス感染症に罹患した後期高齢者医療加入者に対し、厚生労働省からの事務連絡に基づき、速やかに条例改正をおこない、**傷病手当金を支給すること**。
- (2) 北海道後期高齢者医療に関する条例改正の際、傷病手当金の支給を「被用者」にとどめず、**自営業者（フリーランス含む）等も含めた後期高齢者医療の被保険者に対象を拡大すること**。
- (3) (1)(2)について、対象となる被保険者に対し、自宅療養を行った場合も対象となることなど、取扱いを**速やかに周知徹底すること**。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に罹患した後期高齢者医療加入者を含め全加入者に対し、後期高齢者医療保険料の納付について、国税徴収法や地方税法に基づき、加入者の申請に基づく**「納税の猶予」や「換価の猶予」の分納相談には真摯な対応**を求めるとともに、納付能力調査は必要最低限な範囲にとどめ、払えない事実と納税の誠意が確認できれば**猶予**を認めること。また、現在、滞納によって**差押え執行となっている財産を速やかに解除すること**。



紋別市は4月21日の臨時議会で
条例改正が議題に
国保の傷病手当金の支給へ

相談活動を (相談会の予定)

SOSしづらし生活なんでも相談会 4月12日(日) 10時～14時 菊水上町会館(市営住宅向)

くらしのSOSなんでも電話無料相談 4月14日(火) 10時～16時 ☎0800-080-0058 (無料)

全国統一コロナ問題雇用と暮らしの緊急ホットライン 4月18日(土)19日(日)10時～22時

☎ 0120-157930 (ひんこんなくそう) *18日は札幌と函館でも電話設置予定